平成２１年（フ）第７５２号
新潟県新潟市北区早通南５丁目２番27―44号
債務者　山口　　歩
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３０号
静岡県沼津市大平2097番地の２　ナカマルマンション102、前住所静岡県沼津市下香貫牛臥3010番地の52
債務者　多ヶ谷勝良
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６３１号
静岡県富士宮市田中町174番地、前住所静岡県沼津市下香貫牛臥3010番地の52
債務者　多ヶ谷ルビ子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９３号
香川県三豊市豊中町本山甲1405番地４
債務者　横田　冴子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１号
大分県杵築市大字大内3282番地１
債務者　河野　敏子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２号
大分県杵築市山香町大字日指820番地
債務者　志手　峰生
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
鹿児島県鹿屋市旭原町2542番地７　カサグランデ306号
債務者　中村　慶志
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
山形県鶴岡市美原町26番16号
債務者　茂木　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１７７号
山形県鶴岡市上山添字神明前256番地１
債務者　丸山　勝雄
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１号
山形県鶴岡市上藤島字上川原57番地14
債務者　今井　　圭
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３号
山形県東田川郡庄内町松陽２丁目２番地10、前住所山形県東田川郡庄内町南野字南浦107番地
債務者　荘司めぐ美
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第８０１号
水戸市堀町322番地の６
債務者　佐久間　宏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８２１号
茨城県桜川市友部1445番地
債務者　南口　賢治
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８２３号
水戸市酒門町1091番地　木村アパート203号
債務者　川井　隆美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２号
茨城県常陸大宮市北町22番地の１　海老根ハイツＢ103号
債務者　羽石　聡子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
茨城県水戸市双葉台１丁目28番地の１
債務者　大和田昭子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
茨城県水戸市酒門町2698番地
債務者　郡司　廣行
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１５８号
新潟県新発田市大伝683番地
債務者　錦織さおり
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部